

帯広市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、帯広市が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 市長は、計画が法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる認定基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

2 市長は、前項の認定をするに当たっては、計画が都市の低炭素化を促進する上で都市の緑地を保全することに配慮されたものであることを確認するものとし、その内容は、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域がアからエまでに掲げる地域若しくは地区である場合又は当該新築等をしようとする地域にオに掲げる計画がある場合
当該新築等をしようとする地域に係る制限等に反しないこと。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号の計画

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に次に掲げる協定又は制限等が定められている場合 当該協定又は制限等に反しないこと。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

ウ 市の定める条例、要綱等による緑地の保全に関する制限等

(3) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域が都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域でないこと。

(事前審査)

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請をする前に、計画が法第54条第1項第1号に掲げる認定基準に適合していることについて次に掲げる機関の審査を受け、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（様式第1号。以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

(1) 住宅の用途に供する建築物の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) 住宅以外の用途のみに供する建築物の場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関

2 適合証は、法第54条第1項第1号に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請をする前に、第2条第2項に定める確認内容に適合するよう届出等の手続を完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、申請をするときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「法施行規則」という。）第41条に規定する認定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、法施行規則第41条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 適合証

(2) 第2条第2項に定める確認内容に適合することを証する書類の写し。

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第43条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

第8条 法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、法施行規則第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条から第6条までの例による。

(計画の変更認定の通知)

第9条 市長は、変更計画の認定をするときは、法施行規則第46条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(取下届)

第10条 法第53条第1項又は法第55条第1項の申請をした者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下届（様式第2号）1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第11条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（様式第3号）1部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第12条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の建築士の確認を行い、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告

書（様式第4号）1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式第5号）1部を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第13条 市長は、認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第6号）を申請者に送付するものとする。

（改善命令）

第14条 法第57条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第15条 法第58条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第16条 法施行規則第46条の2に規定により計画の変更が法施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請するときは、軽微変更該当証明申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の証明をするときは、認定建築主へ軽微変更該当証明書（様式第10号）を交付する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成25年2月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。